

都市問題等調査特別委員会
委員会資料

パートナーシップ協定書
協議会設置要綱

平成31年1月25日

福岡市
港湾空港局

福岡市・福岡国際空港株式会社 パートナーシップ協定書

福岡市（以下「甲」という。）と福岡国際空港株式会社（以下「乙」という。）は、福岡空港特定運営事業等に関する相互の協力、連携について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、乙による福岡空港特定運営事業等の実施に関して、甲及び乙が互いの資源を有効に活用し、相互の協力と密接かつ持続的な連携により、福岡空港及び空港周辺地域の活性化を図ることを目的とする。

（協力、連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報提供及び意見交換に努めるとともに、次の各号に定める事項について、積極的に協力、連携するよう努めることに合意する。なお、各号に関する具体的な取組の内容については、甲及び乙が協議の上、別途合意するものとする。

- (1) 地域との共生に関すること
- (2) 福岡空港の利用促進に関すること
- (3) 福岡空港の利用者利便の向上に関すること
- (4) その他、福岡空港及び空港周辺地域の活性化に関し、必要と認められること

2 甲は、空港所在の地元自治体として、地域の意向の反映を図るため、空港運営に関する協議の場を設置し、乙は、これに参加する。なお、本協議の場の設置、運用に関する詳細については、甲及び乙が協議し、合意した上で要綱を別に定める。

3 甲及び乙は、双方の立場を尊重し合い、甲及び乙が合意した事項については、誠意を持ってこれを遂行することに努めるものとする。

（協定の変更）

第3条 甲又は乙が、この協定内容の変更を申し出たときは、その都度、甲及び乙の書面による同意をもって必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から乙が実施する福岡空港特定運営事業等の事業期間終了日までとする。

（秘密保持）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づき相手方から提供された情報について、相手方の事前承諾のない限り第三者（ビル施設事業者を除く。）に開示してはならない。ただし、以下の各号に該当する情報はこの限りではない。

- (1) 開示の際、既に公知となっていたもの。

- (2) 開示後、受領者の責めによることなく公知となったもの。
 - (3) 受領者が第三者から秘密保持義務を課されることなく適法に入手したもの。
 - (4) 法令又は裁判所若しくは監督官庁その他これに準ずる機関（金融商品取引所及び金融商品取引業協会を含むが、これらに限らない。）により開示を義務付けられたもの。
- 2 甲及び乙は、本協定が前条に定める有効期間の満了により効力を失った後も、前項による秘密保持の義務を負う。

（協議）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙において署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 30 年 8 月 29 日

甲 福岡県福岡市中央区天神1丁目8番1号
福岡市
福岡市長

乙 福岡県福岡市博多区大字下臼井782番地1
福岡国際空港株式会社
代表取締役社長執行役員

福岡市・福岡国際空港株式会社協議会 設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「福岡市・福岡国際空港株式会社 パートナーシップ協定書」第2条第2項の規定に基づき、空港運営に関する協議の場に関して必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 この協議の場は、「福岡市・福岡国際空港株式会社協議会」(以下、「協議会」という。)と称する。

(構成)

第3条 協議会は、次の各号に定める委員をもって構成する。

- (1) 福岡市側 市長及び市長が指定する者(福岡市は事前に指定する者を福岡国際空港株式会社に通知するものとする。)
- (2) 福岡国際空港株式会社側 代表取締役社長執行役員及び代表取締役社長執行役員が指定する者(福岡国際空港株式会社は事前に指定する者を福岡市に通知するものとする。)

(会長)

第4条 協議会を統括するため、会長1名を置き、福岡市長である委員をもってあてる。
2 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(報告・協議事項)

第5条 協議会においては、次の各号に定める事項を報告する。

- (1) 福岡市側 福岡空港及び空港周辺地域の活性化に関連する市の施策
 - (2) 福岡国際空港株式会社側 マスタープラン、単年度計画、年間業務報告書
- 2 福岡国際空港株式会社による福岡空港特定運営事業等の実施に際しての福岡空港の重要課題として、次の各号に定める事項を協議する。なお、各号に関する具体的な取組の内容については、甲及び乙が協議の上、別途合意するものとする。
- (1) 地域との共生に関すること
 - (2) 福岡空港の利用促進に関すること
 - (3) 福岡空港の利用者利便の向上に関すること
 - (4) その他、福岡空港及び空港周辺地域の活性化に関し、必要と認められること

(会議)

第6条 協議会の会議は、原則として年1回開催するものとし、甲及び乙が必要と認めたときに、会長が招集する。
2 委員は、会長に対し議題を示して会議の招集を要請することができる。

- 3 協議会は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(幹事会)

第7条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、第5条に定める報告・協議事項について、協議を行う。
- 3 協議会の開催に際し報告・協議事項を調整する場合は、幹事会を協議会開催の1ヶ月前までに開催する。
- 4 幹事会は、開催の都度、次の各号に定める幹事をもって組織する。
 - (1) 福岡市の職員のうちから福岡市長が指定する者
 - (2) 福岡国際空港株式会社の職員のうちから代表取締役社長執行役員が指定する者
- 5 幹事会の議事進行は、事務局長又は事務局長の指定する者が行う。
- 6 幹事会は、甲及び乙が協議し、合意した上で、必要に応じて会議に幹事以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務を円滑に処理するため、福岡市港湾空港局空港対策部空港企画課に事務局を置く。

- 2 事務局を統括するため事務局長を置き、福岡市港湾空港局空港対策部長の職にある者をもって充てる。
- 3 事務局長は、協議会及び幹事会に出席し、発言することができる。
- 4 事務局長は、幹事会の協議内容について協議会に報告する。
- 5 事務局長は、会長の命により協議会の議事進行を行うことができる。

(その他)

第9条 本要綱に定めのない事項は、その都度、甲、乙が協議して決定する。

附則 この要綱は、平成30年8月29日から施行する。